

質問書に対する回答

質問 No	項目	様式 ・ 冊子名	ページ No.	質問	回答
1	2(3)業務委託に係る参考業務規模	実施要領	2	1. 光熱水費の内数・外数について 実施要領では「光熱水費分を指定管理料に含め」、要求水準書では「指定管理料に光熱水費及び温泉使用料を含む予定である」との記載があります。これらを踏まえ、参考業務規模として示された 164,000,000 円(10 年間合計)には、光熱水費・温泉使用料が内数として含まれているという理解でよろしいでしょうか。	参考業務規模に光熱水費・温泉使用料は含まれていません。
2	2(3)業務委託に係る参考業務規模	実施要領	2	2. 積算の整合性について 上記 1 が内数である場合、164,000,000 円(10 年間)を年平均に換算すると 16,400,000 円/年となり、光熱水費基準額単体(初年度 18,700 千円/年)を下回る計算となります。要求水準書に示される表 I-4 のとおり、利用者からの一般利用収入等で不足する費用分(▲区分)についても指定管理料でのサービス対価に含まれる想定と理解しておりますが、光熱水費に加えて人件費・維持管理費・運営業務従事者の人件費等を含めた積算として、164,000,000 円の枠内で整合性がとれる想定なのか、内訳の考え方(概算で構いません)をご教示いただけますでしょうか。	質問 No.1 の通りです。
3	2(3)業務委託に係る参考業務規模	実施要領	2	3. 光熱水費超過時の協議について 実施要領には「年度協定で当初定めた光熱水費が超過した場合には、町と協議のうえ、町がやむを得ないと判断した場合には町が負担する」との記載がありますが、これは 164,000,000 円という参考業務規模(予算上限額)の枠外での追加負担という理解でよろしいでしょうか。それとも、164,000,000 円の枠内での調整(他の経費を圧縮する等)を前提とした協議となるのか、あわせてご教示願います。	質問 No.1 の通りです。